

現行の地域保健福祉ビジョン(2015年3月～現在) 《改訂前》	新たな地域保健福祉ビジョン(2018年度から2022年度) 《改定後》
《将来像》	《将来像》
『だれもが安心して暮らせるまち』 『「ともに生きる」いろいろな人がいっしょに住めるまち』 『地域ぐるみで安心して子どもを産み、育てられるまち』	『地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らせ、子育てできるまちづくりの推進』
《基本目標と具体的取組》	《基本目標と具体的取組》
1 安心して暮らせる地域づくり ・保育ニーズに対応するための保育環境の充実 ・障がいのある人が地域とつながる仕組みづくりや交流の場づくりの推進 ・さまざまな福祉課題に対して、専門機関等によるネットワークの構築	1 みんなで支え合う地域づくり (P 6) (継続) ・子育て期の切れ目の無い支援による安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進 ・地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーによる見守り活動の充実と地域のつながりづくりの推進 ・介護予防事業の推進に向けた住民主体の通いの場の充実 ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の推進 ・各地域の地域福祉カルテの作成を進め、地域に応じた地域が主体となって取り組む支援の推進 ・自然災害への備えとして、区民の自助・共助の取組みを推進し、地域の防災力強化の推進 ・こどものサポート事業として、将来の貧困層の減少を目的に、小学生を対象に学習支援等の取組みの推進
2 地域における総合的な相談支援 ・地域の子育て支援や子育て関係機関、区役所が連携し、安心して子育てできる環境づくりの推進 ・地域包括支援センターを中心とした高齢者等の相談支援体制の充実 ・障がいのある人などを支援する相談支援体制の充実 ・生活困窮者の自立に向けた相談支援を関係機関と連携して包括的に推進	2 総合的な相談支援体制の充実 (P 8) (継続) ・地域の身近な相談窓口である地域福祉コーディネーターの配置と連携支援体制の充実 ・「鶴見区在宅医療・介護連携相談支援室」を中心に、切れ目のない在宅医療と介護に必要な多職種が協働した連携体制の構築
3 権利擁護の推進 ・関係機関と連携し、権利擁護に関する広報・啓発を積極的に実施 ・障がい者への理解を深める啓発活動の実施 ・高齢者、障がい者、児童に対する虐待の早期発見、早期対応を図るため関係機関との連携強化 ・あんしんさぼーと事業や成年後見制度を広報・周知し、判断能力が不十分な人の権利擁護の支援	3 権利擁護の推進 (P 9) (継続)
4 地域福祉の担い手の育成 ・学校園、関係機関等と連携して福祉教育の取組みの推進 ・これまで地域に関わってきた人たちとともに新しい世代の担い手の育成	4 地域福祉の担い手の育成 (P 9) (継続) ・地域有償ボランティア事業等を通じた新たな担い手の育成 ・様々な方が地域活動に参画できるよう広報活動を充実させ、新たな担い手の拡大につなげる
5 だれもがいきいきと暮らしていくための健康づくり ・「栄養・食事」「運動」に関する知識、情報の提供と、健康づくり実践の場の提供を地域団体や関係団体と協働して推進 ・健康チェックの機会の確保と、がん検診や特定健診の受診率向上による区民の健康意識の向上 ・地域ニーズに合った健康づくり事業を地域やボランティア団体との実施による健康づくりの意識向上 ・生涯を通じた健全な食生活の確立と、食育推進ボランティアの育成や食育推進ネットワークの強化	5 いきいきと暮らすための健康づくり (P 10) (継続)

(NEW)

(NEW)

(NEW)